

議案第 58 号

狭山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する  
条例

狭山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表部長、副部長及び班長の項中「、副部長」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

平成 28 年 9 月 2 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

消防団員の副部長の階級を廃止することに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。